

議会 議長 様

陳情書

陳情の趣旨

- 1、 「別居・離婚後，子を連れ去り，子を実親と引き離し続ける人権侵害，人身取引，児童虐待」を防止する為、下記事項についての条例整備を要望する。

記

イ、子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合に，利益や権利を請求すれば人身取引である。子どもを速やかに元の監護場所に戻し，養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の監護場所に戻すことに応じない場合には，子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。（※児童虐待やDV等の事情がある場合等には，特別な配慮がされなければならない。但し，保護命令の推認回避に限る場合は，試行的面会交流における調査報告等で子との親和性を照らし，親和が見られる場合はその限りではない。）

ロ、 面会交流の拡充

平成 30 年 1 月 12 日の伊丹市の祖母による児童虐待と虐待を共謀した母親の事件からも，監護者や監護協力者だけでは児童虐待を抑止できない事が明らかである。養父母などによる虐待や殺害も後を絶たない。児童虐待防止の観点からも親子が離れて暮らしている場合には，面会交流の子の権利性を明確化し，子と実親との親和性の上で，実親に愛される権利や子の意見表明権を尊重し，頻繁かつ継続的に離れて暮らす子が，実親に会えることとすること。

ハ、 フレンドリー・ペアレント・ルールの導入

面会交流を不履行した債務者に対し，債権者が間接強制して債務者が賠償しても，結果として支払った後も子を会わせない。つまり現行法に面会交流の強制力がなく，子が実親に会えるものを確約するものではないのである。つまり面会拒否する親は，人権侵害の感覚が欠落している。損害賠償しても会わせないケースが往々に発覚しているが，その児童の拘束，依存性や心的抑圧は大きく照らされていない。つまり2カ月に1回の不履行より，1年に100日という不履行を，損害の大きさと養育の実感に照らせば，不履行防止の観点からも



「フレンドリー・ペアレント・ルール：寛容性（友好親）原則」の導入は有効である。主たる養育親の決定は共同親権制度の各国で標準化されているフレンドリー・ペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールなど子の福祉や人権である面会交流に、より友好に取り組む親が優位に衡量されるものとする。婚姻費用分担金或いは養育費の支払う感は養育の実感に比例して当然であり、面会交流が多ければ多いほど、支払う側も義務感が生じるのである。

ニ、面会交流と養育費または婚姻費用分担金を並行して取り決める

子どもと離れて暮らす実親との面会・養育及び婚姻費用分担金などは並行して取り決めること。婚姻費用分担金や養育費に偏らせて早急に決め、面会交流の不履行を引き延ばすことが日本の司法制度であるが、子の返還を妨害する奪い合いであって、それこそが子を紛争に巻き込んでいる。緊急性があるのは婚姻費用分担金や養育費だけではなく、引き離しによる児童の実親ロス症候群であり精神的ダメージを防ぐことでもある。児童虐待防止法を照らせば1%であっても緊急回避すべき精神的虐待である。今の家庭裁判所の運用は児童の人権を歪めている。児童福祉法に照らせば児童の人権は社会が守るべき福祉や人権であって、婚姻費用分担金や養育費、そして面会交流は義務化（特段の事情が無い場合）し、養育計画の作成義務化、共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。

2、上記事項を国に対し法整備すべき意見書を提出して頂くための陳情

陳情の事由

我が国では、単独親権制度の基、離婚に伴う子どもの親権・監護権の紛争が必須である。そもそも人権争いが法制度として整備されている事が法治国家として人権意識の欠落であると言える。その「権利の奪い合い」では、係争を優位に進めるために、婚姻中に他方の親の同意を得ず「子どもの連れ去り別居」行為と、その後の「親子を会わせない引き離し」行為を横行させており後を絶たない。共同親権中の他方の親は、自らの同意なく一方の親に不当に子どもを連れ去られ、身上監護権を奪取されるが人権侵害は照らされない。また裁判においては継続性の原則の下で親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、子どもたちは愛する実親と引き離され、全くの離別状態となってしまう。このような被害者が多数存在し、その実子ロス（喪失）症候群という精神的ダメージの大きさは、人によっては苦しきのあまり自殺してしまう事例も確認されて



いる。自殺すれば十数年の養育費が皆無となり子の利益は侵害されるが、それを係争において一方親の利益の損失としてみれば貧困は監護親の責任として家庭裁判所は子の利益に照らすことはない。子の福祉や利益を最優先とした場合、一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、非人道的行為な実子誘拐であることに限らず、子どもは実親ロス症候群によって成長過程で長期間にわたり精神的ダメージを及ぼし、児童の心理的虐待として自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群（ASD）に酷似する愛着障害などの後発性 ASD 様症状や成年期注意欠如多動性障害（ADHD）の症状の発症が懸念され、識者が広く発表しており、明らかに児童虐待であると社会的認識に変化がある。欧米先進国では実子であっても「子連れ別居」は「Abduction」であり「別居（separate）」とは訳されない。「連れ去り・誘拐・拉致」という認識である。実子誘拐が児童に精神的ダメージを与える児童虐待としているのに対して、我が国では児童の心的被害を無視して、監護親の利益を衡量することが常態化している。また他方共同親権者の身上監護権を奪取することを親族相盗例（1億円窃盗しても無罪）の性格を持ち、未成年略取誘拐罪は親告罪となり告訴期間は6カ月という短期間である。誘拐は児童の保護事由が無くとも寛容であって、更に係争などは長期化するのであって、半年以内で別居ではなく誘拐であると判明することなど皆無に等しい。裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始め、そこから継続する監護を実質支配権の管轄的事情として法的に追認していることから生じている。児童の意見表明権は「浮動的」や「年齢的」という相場観で評価されない。共同親権者の支配権が喪失する訳ではないが照らされず、あくまでも連れ去り親の実質的支配権は大きく照らされ、児童の自由意思すら無視されて実親ロスに陥る。児童の権利条約に批准し、児童福祉法などの観点からも明らかに児童の人権侵害であって照らされるべきであるが、法が歪められ、児童の権利は蔑にされている。

殊更、婚姻費用分担金は「別居前の生活になるべく近い監護環境を作る」ためという大義のもと扶養義務として義務化されている。「別居前の生活になるべく近い監護環境を作る事」が子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなる。つまり面会交流は本来、子が両親から愛情と養育を受け続ける権利があって、それは親権者の扶養義務として民法766条改正により当然に照らされるはずであるが、裁判所は児童の返還が親の紛争に巻き込むという理由から面会交流を早急には決定しない。本来、児童の権利条約から鑑みれば当然、児童の権利は婚姻費用分担金と同様に重要視されなければならない。婚姻費用分担金や養育費を支払う親も、養育の実感を失う事が無ければ、費用を支払う義務感を失う事は予防できるのであって、



面会交流の履行は明らかに子の福祉と利益に添っている。つまり面会交流は写真を一方的に送る、或いは1～2か月に1度だけ、面会時間は1～2時間程度でよいなどといった適当とは言えない相場観の判断は、児童の基本的人権、或いは幸福追求権に照らせば明らかに違憲判断である。従って、下記事項を市議会は条例整備すべきである。その為には十分議論すべきであるし、国に対しては強く働きかけて頂く事を要望する。

本市議会は児童の権利条約などの条約に類推する条例を整備し、速やかに社会の人権インフラを整備し子の福祉と人権尊重を実現すること。また国に対し、離婚や別居による人身取引や悲惨な親子関係の離別状態を解消及び防止するため、上記の事項を盛り込む条例整備の協議と、地方自治法第99条の規定により国及び関係各機関に意見書を提出して頂くよう要望する為、ここに陳情いたします。

平成 年 月 日

住所
氏名

兵庫県川西市火打2-16-23
一般財団法人 国際福祉人権研究財団
代表理事



議会 議長 様

陳情書

陳情の趣旨

- 1、「別居離婚後、子の面会交流支援」に関して、児童福祉法に基づき下記事項についての条例整備を要望する。

記

ホ、離婚後の子どもの福祉に資するため、人身取引の性格を持つ面接交渉の絶対的禁止の法制化を含め、民法 819 条及び関係、各法を抜本的に見直し、共同親権ないし共同養育制度を採用すること、また「児童の権利条約」や「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」、「ジュネーブ条約」など条約の批准を遵守する事。

へ、面会交流支援の条例整備を児童の権利条約と児童福祉法に基づき、社会福祉として自治体の義務責任を明確にする事。

- 2、上記事項を国に対し法整備すべき意見書を提出して頂くための陳情

陳情の事由

我が国では離婚後、どちらか一方親だけが親権者となる単独親権制度を採用している。しかし、この制度が離婚時に子どもの人身と人権の奪い合いを必須事項としているのであって、紛争を激化させ、「子どもの連れ去り」や「親子の引き離し」という生き別れの「離別実子ロス」が非監護親にとって「死別ロス」より大きいグリーフ（悲嘆）を受ける悲劇を生んでいることは真摯に受け止めるべきである。アメリカや中国など児童の権利先進諸国は全て、離婚後の共同親権制度を導入しており、離婚後も両方の親と積極的で頻繁な関わりを維持することが子どもの最善の利益に適うことを子の福祉に対する認識の標準モラリティとしている。これを阻害することは実親による子どもの精神的ダメージを大人以上に懸念すべきであるが、ドイツでは「基本的人権の侵害（特段の事情なく単独親権とすることは憲法違反との連邦最高裁判例がある。）である」という考え方を採用している。又、「親権」という親の権利的側面を強調した概念



は廃止され、イギリスでは「親責任」、ドイツでは「親の配慮」という概念が採用され、この概念に沿った法整備がなされ、支援政策、プログラムも充実している。

これらの児童の権利先進諸外国であっても、実質的な監護や教育方針等をめぐっては、より紛争が激化することが懸念されていた。しかし我が国の家庭裁判所同様、親の紛争と子の福祉や利益は選り分けられ、子の利益と親の利益を衡量するより、そもそも児童の人権は尊重するものとしている。ドイツ国民の認知も、自分たちの争いとは別個のものとして教育されることで、子のことを真剣に考え協議するようになり、離婚後の親と子ども、元夫婦間の関係の良化というプラスの変化をもたらしたことが報告されている。

我が国において、離婚後の単独親権を規定している民法 819 条は、1947 年の制定以来 60 年を経た今日まで抜本的改正が一度もなされていないが、戦後の父子優先から母子優先となり、母子は母性へ、そして現在は母性優先の原則さえ改廃し、監護の継続性のみが優位であるとして明文化されていない慣例は変貌し児童の成長に不可欠な父子原理や母子原理が蔑にされ、近年の社会状況に全く整合しないばかりか、国際的情勢からも非常に立ち遅れたものとなっています。面接交渉は人質交渉の性格から民法 766 条改正により親の利益ではなく、子の福祉を照らすよう、面会交流が児童の福祉であることを周知させた。人身取引の性格は排除されたはずである。そして昨年、児童福祉法が改正され、ようやく児童は人権を尊重され、児童は社会に守られる権利を有するとした。つまりこの少子化の世事に児童の人権は国益の性格を持つこととなったのであるが、司法は急に軌道修正できず、子が実親と引き離され続け、人身取引は横行し、児童が精神的ダメージを受けている実態を把握し、また実感しながらも黙認している。

現在の調停・審判等の裁判実務において、親子を引き離しの中で児童の人身を拘束し、「親権」「監護権」「婚姻費用分担金」「養育費」などを取引する面接交渉（人身取引）が未だ定着している。これは子の人身と人権が私物化され、人権が侵害されている。監護親と非監護親が単同親権制度上争わざるを得ないが、争えば双方に信頼関係が構築されていないとの事で、一方的に写真を送るといった間接面会交流が審判される事も多く、それは外務省が公開している「交流（contact）」という性格は無視され、子は引き離された母親（父親）の温もりを感じる事が出来ない。極めて限定的にしか認められておらず、子の福祉に資するには全く貧弱なものであると云わざるを得ない。他方親に写真を送って



も、子が実親と交流は実っておらず、児童の権利から鑑みても子の福祉に添っているなど言えないのである。交流は世界でも「contact」と明記されており「ふれあい」である。更に面会交流は現行法の審判での決定、調停での合意に実質的な強制力がないため、全く無視され、長期に渡って子どもに会えないという事例が多発し、改正民法 766 条で明文化されていても無視されているのであって、弱い権利として簡単に裁判で否定されてしまう。

神戸家庭裁判の播磨俊和所長はホームページで「家庭裁判所は、近年における社会状況の変化や価値観の多様化を受けて、いくつもの課題を抱えており、これに適切に対処することが求められています。」と述べている。里親を含め、多様な親子や家族のあり方が模索される中で、これ以上、子どもが親同士の紛争によって大きな精神的ダメージを負い、犠牲者となることは避けねばならないはずである。離婚は婚姻関係の破綻であって、親子の親和関係の破綻ではない。国民の権利として、離婚後も親子が安心して継続的幸福関係を持てるよう、民法 819 条及び関係各法は、今まさに抜本的に見直されるべきであり、共同親権、共同養育が採用されるべきであろう。そこには面会交流の法制化が含まれる可能性もあるが、しかし法整備と現行法上の履行と社会的支援は別物であり、下記事項を市議会でもこの問題を条例整備の為に議論すべきであるし、国に対しては強く働きかけて頂きたい。

本市議会は明石市などの条例に類推するべく条例を整備し、速やかに社会の人権インフラを整備し子の福祉と人権尊重を実現すること。また国に対し、離婚や別居による人身取引や悲惨な親子関係の離別状態を 解消及び防止するため、上記の事項を盛り込む条例整備の協議と、地方自治法第 99 条の規定により国及び関係各機関に意見書を提出して頂くよう要望する為、ここに陳情いたします。

平成 年 月 日

住所
氏名

兵庫県川西市火打 2-16-23
一般財団法人 国際福祉人権研究財団
代表理事



法務省 厚生労働省 内閣府 御中

意見書（案）

意見の趣旨

国及び地方公共団体は、父母の婚姻の有無に関わりなく、子どもが適切な養育を受けることができるように、あらゆる施策を講じるべきであり、具体的には、以下の施策を実施すべきである。

- 1, 「別居・離婚後、子を連れ去り、子を実親と引き離し続ける人権侵害、人身取引、児童虐待」を防止する為の支援体制の法整備
- 2, 「別居・離婚後、子の面会交流支援」に関する支援体制の法整備

意見の事由

1, 我が国では、単独親権制度の基、離婚に伴う子どもの親権・監護権の紛争が必然である。その奪い合いを優位に進めるために、婚姻中に一方親の同意無く「子どもの連れ去り」別居と、その後の「親子の引き離し」が後を絶たない。一方親は、自らの同意なく他方の親に不当に子どもを連れ去られ、裁判においては継続性の原則の下で親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、子どもたちは愛する親と引き離され全くの離別状態となってしまう。このような親が多数存在し、実子ロス（喪失）という精神的ダメージの大きさは、人によっては苦しみのあまり自殺してしまう事例も確認されている。自殺すれば10数年の養育費が皆無となり子の利益は侵害されるが、それを親の利益の損失としてみれば家庭裁判所は子の福祉に照らすことはない。では子の福祉や利益を最優先とした場合、一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、非人道的行為な実子誘拐であることに限らず、子どもの成長には長期間にわたり悪影響を及ぼし、児童の心理的虐待として後発性 ASD 様症状や成年期 ADHD の症状が発症を懸念されており、識者が広く発表している明らかな児童虐待である。

欧米先進国では実子であっても「子連れ別居」は「連れ去り」「誘拐」「拉致」として誘拐や児童虐待となるのに対して、我が国では一方親の身上監護権を奪取することを親族相盗例の性格を持ち、未成年略取誘拐罪では児童の保護事由が無くとも親告罪として寛容であって法的な制限がない。かつ裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始め、そこから継続する監護を実質支配権の管轄的事態として法的に追認していることから生じている。支配権の濫用であり明らかな人権侵害である。



婚姻分担金は「別居前の生活になるべく近い監護環境を作る」ためという大義のもと扶養義務として義務化されている。面会交流は本来、子が両親から愛情と養育を受け続ける権利があつて、それは親権者の扶養義務として当然に照らされるはずである。つまりこの権利は、児童の権利条約から尊重されるべきであり「別居前の生活になるべく近い監護環境を作る」事が子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなる。養育費を支払う親も、養育の実感を失する事が無ければ、婚費などの義務感を失する事は予防できるのであつて、明らかに子の福祉と利益に添っている。つまり面会交流は写真を一方的に送る、或いは1~2か月に1度だけ、交流時間を1~2時間程度でよいとする判断は面接の性格であり、基本的人権、或いは幸福追求権に照らせば明らかに違憲判断である。従つて、下記事項を児童福祉法、児童虐待防止法の基に施策として整備する事を要望する。

記

イ、子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去つた場合に、利益や権利を請求する事は人身取引である。子どもを速やかに元の監護場所に戻し、養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の監護場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。（※児童虐待やDV等の事情がある場合等には、特別な配慮がされなければならない。但し、保護命令の推認回避に限る場合は、試行的面会交流における調査報告等で子との親和性を照らし、親和が見られる場合はその限りではない。）

ロ、面会交流の拡充

伊丹市の祖母による児童虐待と祖母を守つた母親の共謀が見られる事件からも、監護者や監護協力者だけでは児童虐待を抑止できない事もあり、児童虐待防止の観点からも親子が離れて暮らしている場合には、面会交流の子の権利性を明確化し、子と実親との親和性、実親に愛される権利や子の意見表明権を尊重し、頻繁かつ継続的に離れて暮らす子が、実親に会えることとすること。

ハ、面会交流の不履行防止

婚費或いは養育費を間接強制で不履行した債務者が賠償しても、結果として子が実親に会えるものを確約するものではない。つまり面会拒否する親は、人権侵害の感覚が欠落しているのであつて、賠償しても会わせないケースも照らすべきである。つまり賠償額の増額や養育の実感に照らせば、不履行防止の観点からも「フレンドリー・ペアレント・ルール：寛容性（友好親）原則」の導入は有効であり、主たる養育親の決定はフレンドリー・ペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールなど、子の福祉や人権である面会交流に、より友好に取り組む親が優位に衡量されるものとする。



ニ、面会交流や共同養育と養育費及び婚姻分担金の決定における優劣

子どもと離れて暮らす実親との面会交流や共同養育と養育費及び婚姻分担金などは並行して取り決めること。殊更、婚姻分担金だけを早急に決め、面会交流の不履行を引き延ばすことが往々にあるが、子の返還を妨害する奪い合いであって、子を紛争に巻き込んでいる。緊急性があるのは婚姻分担金だけではなく、引き離しによる児童の実親ロスからの精神的ダメージは児童福祉法に照らせば社会が守るべき児童の福祉や人権であり、児童虐待防止法を照らしても緊急回避すべきであるといえる。面会交流・共同養育は義務化（特段の事情が無い場合）し、養育計画の作成義務化、共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。

2、我が国では、離婚後、どちらか一方親だけが親権者となる単独親権制度を採用している。しかし、この制度が離婚時に子どもの人身と人権の奪い合いを必須事項としているのであって、紛争を激化させ、「子どもの連れ去り」や、親子の引き離し」という生き別れの悲劇を生んでいることは真摯に受け止めるべきである。アメリカや中国など児童の権利先進諸国は全て、離婚後の共同親権制度を導入しており、離婚後も両方の親と積極的に頻繁な関わりを維持することが子どもの最善の利益に適うことを子の福祉に対する認識の標準コンプライアンスとしている。これを阻害することは子どもへの心理的虐待でもあるが、ドイツでは「基本的人権の侵害（特段の事情なく単独親権とすることは憲法違反との連邦最高裁判例がある。）である」という考え方を採用している。又、「親権」という親の権利的側面を強調した概念は廃止され、イギリスでは「親責任」、ドイツでは「親の配慮」という概念が採用され、この概念に沿った法整備がなされ、支援政策、プログラムも充実している。

これらの児童の権利先進諸外国であっても、実質的な監護や教育方針等をめぐっては、より紛争が激化することが懸念されていた。しかし、我が国の家庭裁判所同様、親の紛争と子の福祉や利益は選り分けられ、子の利益と親の利益を衡量するより、そもそも人権を尊重するものとしている。ドイツ国民の認知も、自分たちの争いとは別個のものとして教育されることで、子のことを真剣に考え協議するようになり、離婚後の親と子ども、元夫婦間の関係の良化というプラスの変化をもたらしたことが報告されている。

我が国において、離婚後の単独親権を規定している民法 819 条は、1947 年の制定以来 60 年を経た今日まで抜本的改正が一度もなされていないが、父子優先から母子優先となり、母子は母性へ、そして現在は監護の継続性が最高法理として優位とされ、明文化されていない慣例は変貌している。それは子の福祉によって重要な父性原理や母性原理さえも蔑にされており、近年の社会状況に全く整合しないばかりか、国際的情勢からも非常に立ち遅



れたものとなっています。面接交渉は人質交渉の性格から民法 766 条改正により親の利益ではなく、子の福祉を照らすよう面会交流を周知させた。人身取引の性格は排除されたはずである。そして昨年、やっと児童福祉法が改正され、児童は社会福祉を受ける権利を有するとした。つまり児童の人権は国益の性格を持つこととなったのであるが、司法は急に軌道修正できず、子が実親と引き離され続け、人身取引は横行し、児童が精神的ダメージを受けている実態を黙認している。

現在の調停・審判等の裁判実務において、離婚後、「親権」や「養育費」などを取引する面接交渉が、未だ定着している。これは児童の人身と人権が私物化されていると言える。監護親が反対した場合、一方的に写真を送るといった間接面会交流が行われることもあり、子は引き離された母親（父親）の温もりを感じる事が出来ない。極めて限定的にしか認められておらず、子の福祉に資するには全く貧弱なものであると云わざるを得ない。他方親が写真や手紙を送っても、監護親が見せない事も多く、子が実親と交流するという子の福祉に添っているなど言えないのである。交流は世界では「contact」と記されており、「ふれあい」である。更に審判での決定、調停での合意に実質的な強制力がないため、全く無視され、長期に渡って子どもに会えないという事例が多発し、明文化されていないため、弱い権利として簡単に裁判で否定されてしまうケースもある。

神戸家庭裁判の播磨俊和所長はホームページで「家庭裁判所は、近年における社会状況の変化や価値観の多様化を受けて、いくつもの課題を抱えており、これに適切に対処することが求められています。」と述べている。多様な親子や家族のあり方が模索される中で、これ以上、子どもが親同士の紛争によって精神的ダメージを負い、犠牲者となることは避けねばならないはずである。離婚は婚姻関係の破綻であって、親子の親和関係の破綻ではない。国民の権利として、離婚後も親子が安心して継続的關係を持てるよう、民法 819 条及び関係各法は、今まさに抜本的に見直されるべきである。従って、下記事項を児童福祉法、児童虐待防止法の基に施策として整備する事を要望する。

記

ホ、離婚後の子どもの福祉に資するため、人身取引の性格を持つ面接交渉の絶対的禁止の法制化を含め、民法 819 条及び関係、各法を抜本的に見直し、共同親権ないし共同監護制度を採用すること、及び「児童の権利条約」や「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」、「ジュネーブ条約」など条約の批准を遵守する事。

へ、面会交流支援の条例整備を児童の権利条約と児童福祉法に基づき、社会福祉として自治体の義務とする事。



以上からへまで、国は速やかに国民社会の福祉と権利の為に、子の福祉と人権尊重を実現すること。

最後に

離婚後の子どもの養育について定めた民法第766条には、面会交流が子の福祉として重要との改正がなされたが、履行勧告、間接強制しても面会交流させない監護親が後を絶たず、子が受ける実親ロス症候群（片親疎外症候群や愛着障害など）による精神的ダメージが見逃され続けている。多くの親子が離婚を期に、親子の関係が断たれるという現実があり、増加の一步を辿っているが、裁判所での調停や審判を経て、面会交流の取決めがなされていても、間接強制が出来ても面会交流に強制力がないため、決定自体が監護親によって反故にされ、守られていない事例も増加しているのが現状である。

また、日本では離婚に際し、子どもの親権をどちらかに定める単独親権制度（民法第819条）を採っているため、子どもの養育の責任が一方の親にのみ帰属し、親権を失った親には、養育する権利はおろか、血を分けた実の親子でありながら、お互いが自由に交流することも法的に保障されず、『引離し』にあっているケースが増加している。これは共同親権や共同養育になれば、その親権という利権にメリットが無くなるのであって、子らを連れ去ったり、実親と引き離したりすることは大きく軽減され、人身取引や人権侵害、密室の児童虐待を防止する事にもなる。共同親権に移行した国々では、緊急性のない親子の引き離しは、その行為こそが子どもへの明らかな精神的虐待であるとの認識等から、両親や子どもに対する教育や支援体制が充実し、国際結婚は特に、その不作為には、わが国の現行制度との違いを際立たせているのが現状である。

よって国会および政府は、離婚や別居による悲惨な親子関係の離別状態を解消及び防止するため、離婚後の親子の交流の保証や子どもの福祉などの観点から、下記の項目を速やかに実現されるよう強く要望する。



□各議員配布希望書類

陳情書

□事務局内閲覧希望書類（類推すべき参考資料）

- 1, 明石市こども総合支援条例文
 - 2, 明石市こども条例概要 1
 - 3, 自治体等における子どもの養育支援に関する取組
 - 4, 各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書
- 各会派配布希望書類（被害者の声）
- 5, 連れ去られ被害の母親の会を立ち上げました | 母の会, オンライン通話会 | 連れ去られ母の会のブログ
 - 6, 子供と離れて暮らす母のつどい
 - 7, ドンドン増えていく当事者 | 当事者会 | 闘うママのブログ
 - 8, 子供と引き離されて苦しむ母親 - 母, 孤軍奮闘す。
 - 9, 久々に書きます | やんちゃ息子に新米ママのブログ
 - 10, 離婚調停 | きみの笑顔を見たくて: 子どもと引き離された母親の徒然日記
 - 11, 連れ去り, 引き離された子に選択肢はない | あいこ
 - 12, あら: 連れ去り問題: 母親としての人権を無視されて | 連れ去りによる既成事実、現状追認って・・・
 - 13, 子どもだってちゃんとわかる | まんまるママのまんまる日記～ハルへ～
 - 14, 青いスキピオのブログ | またひとり
 - 15, 悲報と今後 _ mixi ユーザー(id_9422962)の日記
 - 16, 友が遺したこと _ mixi ユーザー(id_16130823)の日記
 - 17, 10円玉握り「おなかすいた」伊丹 コンビニで5歳女兒保護 傷害容疑で実母ら逮捕
 - 18, 主婦が説くDVでつち上げ解決マニュアルのブログ: 狂い行く女性達 | DV法 | DVの証明書は相談のみでも発行される! ?
 - 19, 面会交流を拒否したい? 母親たちが拒否する理由と間違った思い込み
 - 20, 毎日新聞: 離婚・別居 | 親子面会 4割実現せず 調停成立でも
 - 21, 虚偽DV訴訟: 妻など異例の賠償命令 | 親権のための法的テクニック
 - 22, 一般財団法人 国際福祉人権研究財団 人身取引防止ポスター

提出させて頂いた陳情書の受理を証する書面, そして陳情書の配布後, 本会議や議会運営委員会などで議題に上がったか, 上がらなかったか, 議員の請願協力要請の有無などを含め, メールか FAX で回答を依頼します。電話での連絡は残らない為, お断りしております。ご不明な点があればメールにてお問合せ下さい。

メール rf2@hw2.work FAX 072-756-7557



「記入サンプル」

冒頭

川西市 議会 「提出する自治体を記入」

最後

平成 30 年 1 月 30 日

「提出する自治体の代表者」

住所 兵庫県川西市火打 2-1 6-2 3

氏名 福祉 守

「名前は自治体代表者が必ず自筆でお願いします。」

兵庫県川西市火打 2-6-23

一般財団法人 国際福祉人権研究財団

代表理事 雨谷龍弘

「団体代表者が自筆で署名して提出します。」

「署名について」

ご家族、或いは他府県、他の自治体一般の方でも結構です。そして一人でも結構です。

より多くと無理なさらず、速やかに送って頂ければ、こちらでも、保管している署名を添付してより多くの賛同者を表明し、発送いたします。

「陳情の提出者について」

ご自身が提出するときに、賛同者の署名を添付し提出に致します。賛同者の署名を増やす事、今後、他の方の提出にあたり署名活動にご協力頂けることが、このプロジェクトの醍醐味です。ご自身一人の署名用紙でも結構ですので、何卒ご協力のほど、宜しくお願いします。

「陳情書と署名の発送先について」

兵庫県川西市火打 2-1 6-2 3 財団法人 国際福祉人権研究財団 陳情 係

